



EY Taiwan
JBS NEWSLETTER

October 2024

EY Taiwan

JBS NEWSLETTER

- October 2024 -

台湾における営利事業者の解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点

▶ はじめに

営利事業者が事業を進める中で、解散、廃業、合併または事業の譲渡といった意思決定に直面することもあります。

この場合、特定時点の決算や清算の税務申告といった課題も生じます。また、企業の事業モデルの変更や終了という重要な転換期になるだけでなく、過去の財務の総括及び法的義務や税務コンプライアンスの履行も行うこととなります。

今月のJBS NEWSLETTERでは、これらの状況に関連する方規定及び実務に対する概要、及び国税局のニュースリリース内のガイドラインとともに図示及び具体例を用いた考察を通じて、決算・清算申告過程の関連法規、留意事項及び見受けられる誤りを説明します。

台湾の現地法人や支店等の事業体において、今後、解散、廃業、合併または事業の譲渡といった意思決定を行った場合の特定時点の決算及び清算申告の概要の把握としてご参考ください。

▶ 今回お伝えしたいポイント

- ▶ 解散、廃業、合併または譲渡時の決算、清算の法定申告期限及び留意事項
- ▶ 解散、廃業、合併または譲渡時の決算、清算の関連規定及び留意事項
- ▶ 解散・清算時の源泉徴収(免除)票の申告期限

本ニュースレターの内容は、一般的情報をご参考までに提供するものです。具体的な個別の案件に対するアドバイスが必要な場合は、EY台湾にご相談ください。本ニュースレターの内容について、ご不明な点等がございましたら、いつでもサポートをいたしますので、ご遠慮なくお申し付けください。

解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点



解散、廃業、合併、譲渡時の決算、清算の法定申告期限と留意事項

解散、廃業、合併または譲渡時の決算、清算とは？

- ▶ 所得税法第75条の規定によると、営利事業者に解散、廃業、合併や譲渡(※)の状況がある場合、上記状況が発生した日までにその期の決算を実施し、かつ、**45日以内**に所轄徴税機関に対してその営利事業所得額及び納付税額を申告して、申告書提出前に納付するものとされています。
※個人単独出資・パートナーシップ組織の事業に係る責任者変更や組織解散を伴う場合等の譲渡が該当します。
- ▶ 清算を行う場合、解散から清算期間における清算所得は、清算終了日から**30日以内**に所轄徴税機関に申告し、かつ申告前に当年度に適用される営利事業所得税率に基づき自ら計算・納税するものとされています。
- ▶ 具体的には、以下の通りです。

12月決算の会社が以下のスケジュールで解散決議を行い、その後清算手続を結了する場合



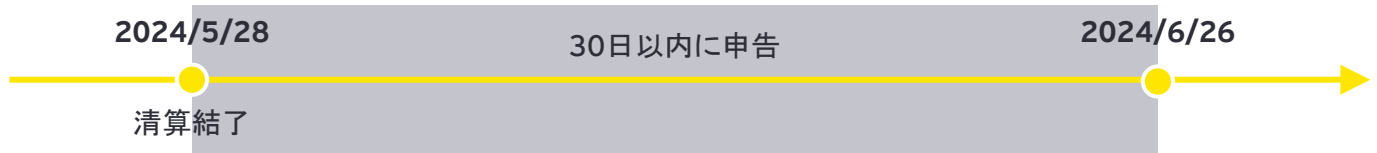
1 2024年度営利事業所得税決算申告の実施(決算所得期間:2024/1/1~2024/3/5)



2 2023年度の営利事業所得税確定申告及び2022年度未処分利益申告の実施



3 2024年度の営利事業所得税の清算申告の実施(清算所得期間:2024/3/6~2024/5/28)



注: 上記例における会社では、2024年度の未処分利益及びこれに係る追加税額の申告を実施する必要がないだけでなく、会社の解散日が属する事業年度の末日(すなわち2024年12月31日)までに清算結了となったため、その前の年度(すなわち2023年度)の未処分利益及びこれに係る追加税額についても申告する必要がありません。

解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点



解散、廃業、合併、譲渡時の決算、清算の法定申告期限と留意事項

営業期間が1年未満の場合の所得額計算方法

- ▶ 所得税法第40条の規定によると、事業期間が1年未満となる場合には実際の事業期間が通年に占める割合に基づき、その所得額を通年の所得額に換算した上で所定の税率に基づき通年の税額を計算し、元の割合に応じて納付すべき税額を算出しなければならないとされています。なお、事業期間が1カ月未満の場合には1カ月で計算します。
- ▶ また、所得税法施行細則第65条によると、清算所得は当年度の営利事業所得税率に基づき課税されるものとし、上記の所得税法第40条の規定は清算所得の計算には適用されません。
- ▶ なお、営利事業者が税法の規定に違反し徴税機関により事業停止命令を受けた場合、上記の法規定に基づく所得額の換算規定が適用されません。

通年の所得額への換算をする場合

決算申告

通年の所得額への換算が適用されない場合

1. 清算申告
2. 税法違反により徴税機関から事業停止を命じられた場合

中間申告に関して留意すべき規定

- ▶ 2024年度の営利事業所得税の中間申告期間は2024年9月1日から9月30日までとなります。
- ▶ 所得税法第67条の規定によると、一般申告の営利事業者については、2023年度の営利事業所得税の確定申告における納付税額の半額を中間納税額とします。
- ▶ しかし、営利事業者が中間申告期間終了前に解散、廃業、合併や譲渡がなされた場合、所得税法第75条の規定に従い、その期の決算申告を実施する必要がありますが、中間申告を実施する必要はないものとされています。



解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点



清算期間における統一発票の使用と営業税の申告または還付

清算期間において統一発票を使用することができるか？ 営業税はいつ申告すべきか？

- ▶ 統一発票を使用する営利事業者が、解散または廃業登記後、清算期間において残った在庫や役務を処理する必要がある場合、法規定に従い徴税主管機関に対して統一発票の受領・使用の申請を行った上で、その納付すべき営業税額を申告する必要があります。
- ▶ 清算期間が満了する期の売上高及び納付すべきまたは過大納付した営業税額は清算期間満了日から15日以内に徴税主管機関に対して申告、納付や還付申請を実施する必要があります。
- ▶ 規定により納付すべき税額を申告しなかった場合、徴税主管機関は法律によりその売上高及び営業税額を査定した上で追加で課税するものとされています。

過大納付した営業税はどのように還付を受けるか？

- ▶ 営利事業者が合併、譲渡、解散や廃業により抹消登記を申請し、付加価値型及び非付加価値型営業税法第39条第1項第3号の規定によって過大納付した税額の還付を申請するには、会計士の監査によって調整事項なしとされた場合、または調整額に基づき自ら追加で納税を行っている場合に、徴税主管機関に対して、審査前に先に還付を行う案件として申請することができます。
- ▶ ただし、以下のいずれかに該当する場合、徴税主管機関が調査した後に還付するものとされています。
 1. 監査責任者である公認会計士が、直近3年以内に会計士懲戒委員会の懲戒を受けている場合。
 2. 営利事業者が営利事業所得税及び清算申告を実施していない場合。
 3. 営利事業者に未だ終了していない審査案件や営業税の違反案件がある場合。
 4. 監査責任者である公認会計士が監査すべき事項に対する監査を実施していない場合。
 5. 上記以外にて、徴税機関がその申告や関連資料より分析をしたところ、明らかに異常がある場合。
- ▶ 審査期間
 1. 清算申告を実施する必要がある場合、繰越還付税額の発生日から清算期間終了日までとされます。
 2. 清算申告を実施する必要がない場合、繰越還付税額の発生日から営業登記申請抹消日までとされます。

解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点



解散・清算時の源泉徴収(免除)票の申告期限

解散・清算時の源泉徴収申告の起算日及び期間

- ▶ 所得税法第92条第1項の規定によると、機関、行政法人、団体、学校、事業者が解散、廃業、合併、あるいは譲渡、撤退、変更した場合、あるいは破産管理人が対応する破産事務が裁判所により終結や終了と裁定された場合、源泉徴収義務者は随時、源泉徴収した分に対する源泉徴収票を発行し、10日間以内に所轄の徴税機関に対して申告しなければならないものとされています。
- ▶ この10日の起算日は、それぞれ以下の日の翌日から起算されます。

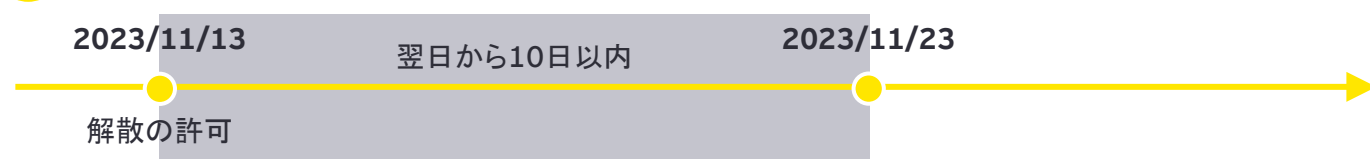
タイプ	起算日(以下の日の翌日)
会社組織	主管機関が解散を許可した日
個人出資、パートナーシップ組織	主管機関が営業登記の抹消を許可した日
機関団体	主管機関が撤退や変更を許可した日
営利事業者が清算期間内において源泉徴収・申告すべき事項を有する場合	清算終了日 清算期間が2年度にわたる場合、その支給した各額所得の源泉徴収票は、年度ごとに期限通り申告するものとされています。ただし、清算終了年度の前年度に支給された各額所得は、遅くとも清算終了年度の1月31日までに申告する必要があります。

- ▶ 具体例:

12月決算の会社が以下のスケジュールで解散決議を行い、その後清算手続を結了する場合



- 1 当該源泉徴収済の金額について、業務執行所得の源泉徴収票を発行し申告を実施



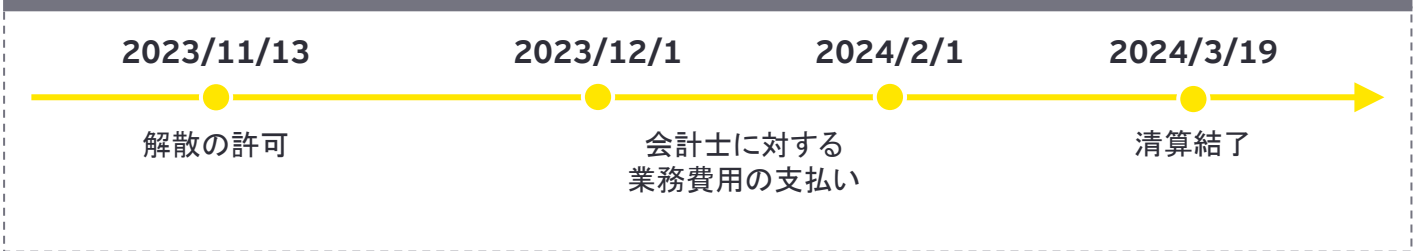
解散、廃業、合併、譲渡時の決算・清算申告の要点

解散・清算時の源泉徴収(免除)票の申告期限

解散・清算時の源泉徴収申告の起算日及び期間(続)

▶ 具体例(前ページの例の続き)

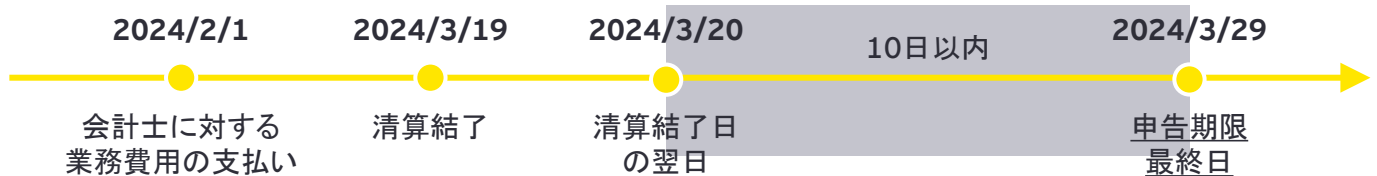
12月決算の会社が以下のスケジュールで解散決議を行い、その後清算手続を結了する場合(続)



2 清算期間の1年目の役務費用の源泉徴収票申告期限



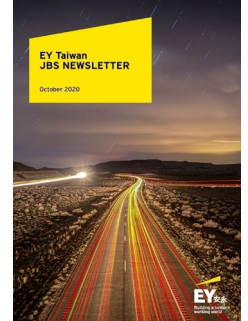
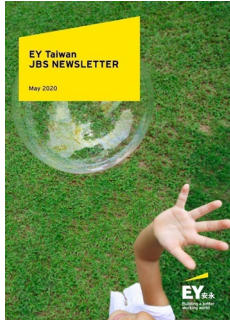
3 清算期間の2年目の役務費用の源泉徴収票申告期限



JBS NEWSLETTER バックナンバーのご案内

JBS NEWSLETTERについて

EY台湾では、JBS NEWSLETTERとして、台湾における日系企業向けに、その時々々の会計、税務、法令にかかるトピックに応じた内容を、日文と中文にてお届けしています。



バックナンバー

発行月	タイトル
2024年9月	旅費、広告宣伝費及び交際費の定義と計上基準～事例を踏まえて～
2024年8月	期限内申告の重要性～申告の基本と過去の判例を踏まえて～
2024年7月	台湾における資本剰余金について～その応用と税務分析～
2024年6月	産業創新条例による投資租税優遇の基本事項と対応の整理
2024年5月	未処分利益の追加課税の申告に係る基本規定と留意事項
2024年4月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問～免税・控除額や各種優遇措置及び申告実務～
2024年3月	外国籍従業員の個人所得税の申告に関するよくある質問及び外国特定専門人材の租税優遇の適用について
2024年2月	会計年度の変更に係る基本的対応及び留意事項
2024年1月	営利事業所得税審査準則の一部改正
2023年12月	所得税法第25条第1項の適用と検討
2023年11月	従業員の給与・インセンティブの税務上の費用計上に係る規定整理
2023年10月	クロスボーダー取引における源泉税の負担軽減方法～台湾における事前申請について～
2023年9月	産業創新条例第10の2条の改正「台湾版CHIPS法」について

バックナンバーの購読のご要望は、ご遠慮なく、当NEWSLETTER最終ページの連絡先、又はEY担当者までご連絡ください。

弊所連絡先

関連する情報をご希望の方はお付き合いをさせていただいておりますEY担当にご連絡をいただくか、または以下のいずれかの関連サービス専門担当までご連絡ください。

安永聯合會計師事務所

公司稅務諮詢服務

林志翔 稅務服務部營運長
02 2728 8876
michael.lin@tw.ey.com

林宜賢 執業會計師
02 2728 8870
yishian.lin@tw.ey.com

周黎芳 執業會計師
02 2728 8872
sophie.chou@tw.ey.com

楊建華 執業會計師
02 2728 8875
chienhua.yang@tw.ey.com

蔡雅萍 執業會計師
02 2728 8873
anna.tsai@tw.ey.com

孫孝文 執業會計師
04 3608 8681
jimmy.hw.sun@tw.ey.com

吳文賓 執業會計師
07 9688 8990
ben.wu@tw.ey.com

JBS

橋本 純也 副總經理
02 2757 8888 88867
junya.hashimoto@tw.ey.com

持木 直樹 協理
02 2757 8888 20652
naoki.mochigi1@tw.ey.com

川口 容平 協理
02 2757 8888 21191
yohei.kawaguchi2@tw.ey.com

竹之内 真美 經理
02 2757 8888 20821
takenouchi.mami@tw.ey.com

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY台湾は台湾の法律に基づき設立登記された組織であり、安永聯合會計師事務所、安永管理顧問股份有限公司、安永諮詢服務股份有限公司、安永企業管理諮詢服務股份有限公司、安永財務管理諮詢服務股份有限公司、安永圓方國際法律事務所及び財団法人台北市安永文教基金會を含んでいます。詳しくは、ey.com/zh_twをご覧ください。

© 2024 EY Taiwan.
All Rights Reserved.

03708-226Jpn
ED None

本資料は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/zh_tw

EY LINE@

最新情報を入手できます。QR codeをご利用ください。

